

仕 様 書

1 業務名

感染症法に基づく検体及び四種病原体等搬送業務委託

2 実施場所

- (1) 千葉市保健所感染症対策課（以下「感染症対策課」という。）
千葉市中央区問屋町 1-35（千葉ポートサイドタワー11階）
- (2) 千葉市環境保健研究所（以下「環境保健研究所」という。）
千葉市若葉区大宮町 3816 番地
- (3) 市内の医療機関、検査機関、学校及び社会福祉施設等（以下「医療機関等」という。）
案件ごとに、感染症対策課が指定する。

3 業務内容

(1) 検体搬送

- ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づき採取された検体について、市内の医療機関等から、環境保健研究所の間を搬送する。
なお、感染症対策課があらかじめ回収した検体については、感染症対策課から、環境保健研究所の間を搬送する。
- イ 搬送にあたり、搬送専用の容器（クーラーボックス等）、保冷剤、消毒薬及び検査依頼書等の入った書類ケースを感染症対策課から受け取る。
- ウ 感染症対策課の指定する医療機関等において指定された時間までに検体を収集する。
- エ 搬送状況について、感染症対策課に報告を行う。
- オ 搬送にあたっては、医療機関等に委託業者である身分証等を提示し、搬送専用の容器（クーラーボックス等）に保冷剤とともに医療機関等から渡される検体を収納する。
- カ 検体を医療機関等から受け取ったのち、環境保健研究所に検体及び検査依頼書等を搬送する。環境保健研究所の守衛室で身分証を提示し、セキュリティカードを受け取る。
- キ 検体及び検査依頼書等を職員に引き渡し、セキュリティカードを速やかに守衛室に返却する。
- ク 環境保健研究所へ検体及び検査依頼書等を搬送した後、感染症対策課から貸与された搬送に要する容器、消毒薬及び書類ケースを感染症対策課に返却する。
- ケ 検体は搬送中に衝撃等が無いようにする。また、検体及び検査依頼書等の扱いについては、患者氏名等の個人情報が見えないように慎重に行う。
- コ 検査依頼書等は、信書として適切に取り扱う。

(2) 四種病原体等搬送

- ア 感染症法に基づき採取された感染症法第6条第25項に規定する「四種病原体等」について、感染症対策課から、環境保健研究所の間を搬送する。
なお、搬送する車両は四輪の自動車に限る。
- イ 搬送にあたり、感染症対策課があらかじめ搬送専用の容器（ジュラルミンケース等）に包装した四種病原体等、書類ケースに入れた検査依頼書等、事故時の対応方法が記載された特

定病原体等イエローカード及び事故時の対応に必要な物品等を感染症対策課から受け取る。

ウ 四種病原体等及び検査依頼書等を環境保健研究所に搬送し、環境保健研究所の守衛室で身分証を提示し、セキュリティカードを受け取る。

エ 四種病原体等及び検査依頼書等を職員に引き渡し、速やかに守衛室にセキュリティカードを返却する。

オ 特定病原体等の安全運搬マニュアルを遵守し、出発前に、次に示す事項を確認し、安全確保に努める。

(ア) 特定病原体等の運搬に係る容器等の基準の定めに適合した容器等に入れられていること
(外装容器の標識の確認等)。また、緊急連絡先等が適切に記載されていること。

(イ) 適切に荷台等に積載されていること。

(ウ) 車両の鍵等に異状がないこと。

カ 四種病原体等を封入した容器を積載車両に積載するにあたり、運搬中において移動、転倒、転落等により安全性が損なわれないようにし、安全確保に努める。

病原体等の積み込み・積み卸しについては、関係者以外の者がみだりに立ち入らない場所で行い、安全確保に努める。

また、四種病原体等及び検査依頼書等の扱いについては、患者氏名等の個人情報外部から見えないように慎重に行う。

キ 環境保健研究所へ四種病原体等及び検査依頼書等を搬送した後、感染症対策課から貸与された搬送専用の容器、書類ケース、特定病原体等イエローカード及び事故時の対応に必要な物品等を感染症対策課に返却する。

ク 搬送状況について、感染症対策課に報告を行う。

ケ 検査依頼書等は、信書として適切に取り扱う。

コ 搬送時に事故が発生した場合には、その場で特定病原体等イエローカードに記載された関係機関へ連絡するとともに、感染症対策課へ報告する。更に、搬送専用の容器に破損が認められる場合には、感染症対策課の指示のもと、特定病原体等イエローカードの記載事項を踏まえ適切に対処する。

4 検体に関する物品の搬送

検体に関する物品の搬送について、感染症対策課からの要請に応じ、指定された関係機関への搬送を行う。

5 搬送方法

搬送にあたっては、他の荷物との混載や積み替え等のないチャーター便とする。

なお、検体搬送のコースについては、搬送検体の確認状況により受注者により決定することとし、搬送業務中は身分証を常時携帯すること。

6 貸与品

(1) 検体搬送

搬送専用の容器（クーラーボックス等）、保冷剤、消毒薬及び書類ケースについては、感染症対策課から貸与する。

(2) 四種病原体

搬送専用の容器（ジュラルミンケース等）、書類ケース、特定病原体等イエローカード及び事故

時の対応に必要な物品等については、感染症対策課から貸与する。

7 委託料

- (1) 搬送に関する経費については、起点より終点までの実績の距離等により1回の搬送に係る基本的な経費の単価から算出したものとする。
- (2) 休日（日曜、祝日）に搬送した場合は、搬送料及び荷扱い労働料を合算した額に1.2を乗じた額を支払う。
- (3) 感染症対策課及び環境保健研究所における四種病原体等及び検査依頼書等の受け渡し、貸与品の返却並びに搬送状況の報告については、支払いは生じないものとする。
- (4) 経費の支払いは、1か月間の実績をもって支払うこととする。
- (5) 有料駐車場（時間貸し）の利用料金が発生した場合は、実費を別途請求できる。ただし、駐車場の利用料金を証明できる領収書の写しなどの根拠資料の提出を要する。
なお、環境保健研究所における車両留置料については、支払は生じないものとする。
- (6) 同時に検体と四種病原体等の搬送を行った場合は検体搬送の単価から経費を算出することとする。

8 その他

上記以外の対応については、医療政策課と受託事業者とで協議することとする。

9 距離別搬送予定件数

(1) 検体搬送

搬送件数 312件

| | |
|---------------------|------|
| ・20km（基本料金） | 128件 |
| ・33km | 183件 |
| ・51km | 1件 |
| ・作業料金（15分未満） | 312件 |
| ・作業料金（15分以上から15分毎） | 1件 |
| ・車両留置料（30分未満） | 312件 |
| ・車両留置料（30分以上から30分毎） | 1件 |

医療機関等の責務により15分以上の作業料金、30分以上の車両留置が生じる場合は、要請元の千葉市保健所感染症対策課の指示を仰ぐこと。

(2) 四種病原体等搬送

搬送件数 40件

| | |
|-------------|-----|
| ・20km（基本料金） | 38件 |
| ・25km（※） | 2件 |

※災害や道路工事等により、通常取り得る経路が使用できず、やむを得ず経路を変更する場合を想定。

10 見積項目

「9 距離別搬送予定件数」の搬送委託料合計（税抜）

なお、搬送料の距離の小数点以下は切り上げとする。

(1) 検体搬送

作業料金は、医療機関等において、検体の確認、検体の収納、消毒等の作業に要する時間を基に算出する。

車両留置料は、医療機関等において車両を留め置きした時間のうち作業時間を除いた時間を基に算出する。

| | |
|--------------------------|-------|
| ・ 20 kmまで (基本料金) | 312件 |
| ・ 21 kmから50 kmまで1 km当たり | 2409件 |
| ・ 51 kmから100 kmまで1 km当たり | 1件 |
| ・ 作業料金 (15分未満) | 312件 |
| ・ 作業料金 (15分以上から15分毎) | 1件 |
| ・ 車両留置料 (30分未満) | 312件 |
| ・ 車両留置料 (30分以上から30分毎) | 1件 |

(2) 四種病原体等搬送

| | |
|-------------------------|-----|
| ・ 20 kmまで (基本料金) | 40件 |
| ・ 21 kmから50 kmまで1 km当たり | 10件 |